



全板連グループには、板金業者でたすけあう
国民健康保険組合があります



組合ホームページ

個人事業主のみなさま

全板国保に加入をお願いします

加入のおすすめポイント

1 保険料

★全国一律
お住いの都道府県による差はなく、全国の板金業に従事する皆で支え合っています

★負担軽減

25歳未満従業員が安い

家族5人目からは無料

2 助成金

📄健康診断助成金

組合員・配偶者
上限15,000円

節目年齢組合員
助成増額
上限50,000円

📄がん郵送検査

大腸がん **無料**
子宮頸がん

📄インフルエンザ

予防接種補助
上限2,000円
13歳未満2回接種は上限4,000円

3 給付

🏠傷病手当金

組合員が入院したとき

入院4日目から
1日につき4,000円
(最大180日分)

出産育児一時金
+
出産手当金
対象：女性組合員
320,000円

葬祭費

組合員100,000円
家族70,000円

4 子育て

お祝金30,000円と記念品🎁 +
育児に役立つ冊子📖

未就学児世帯
一人につき12,000円保険料軽減

産前産後4か月分
ママの保険料を納付免除

加入したら保険料（月額）はいくらになりますか？

全板国保のホームページで確認できます。



保険料



支部一覧

詳しくは事業所所在地の都道府県支部へお問い合わせいただくか
当組合ホームページをご覧ください



ご加入頂いた事業所には

体組成計

ご紹介頂いた方には

家庭常備薬セット

を差し上げます!

新たに会社を設立するときに 加入する（可能な）医療保険と保険料について 解説します



1 加入する（可能な）医療保険は、設立する会社の形態によります

会社の形態

加入する（可能な）医療保険

個人事業所

全板国保 または 市町村国保

法人事業所

協会けんぽ

※全板国保に加入している場合は、健康保険適用除外承認を受けることにより継続加入が可能

※ 全板国保に加入（継続加入）するためには、都道府県板金工業組合の会員であることが前提

2 保険料を全板国保と市町村国保、または協会けんぽと比較すると （全板国保の保険料は改定がないことを条件とした場合）

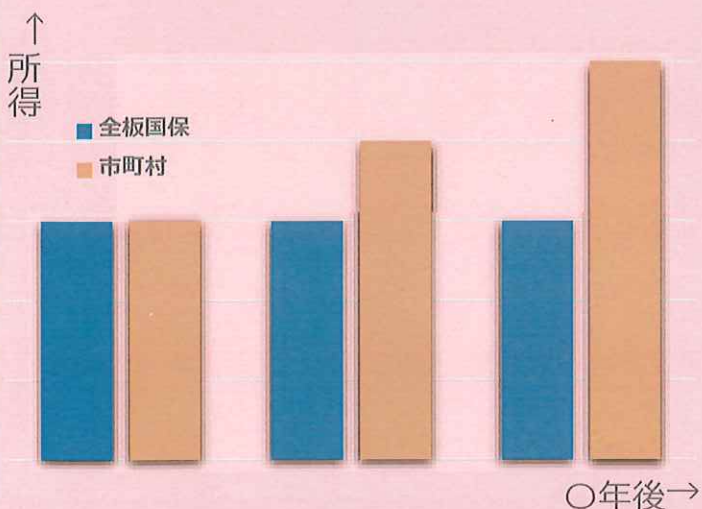
個人事業所の事業主の場合

法人事業所の事業主の場合

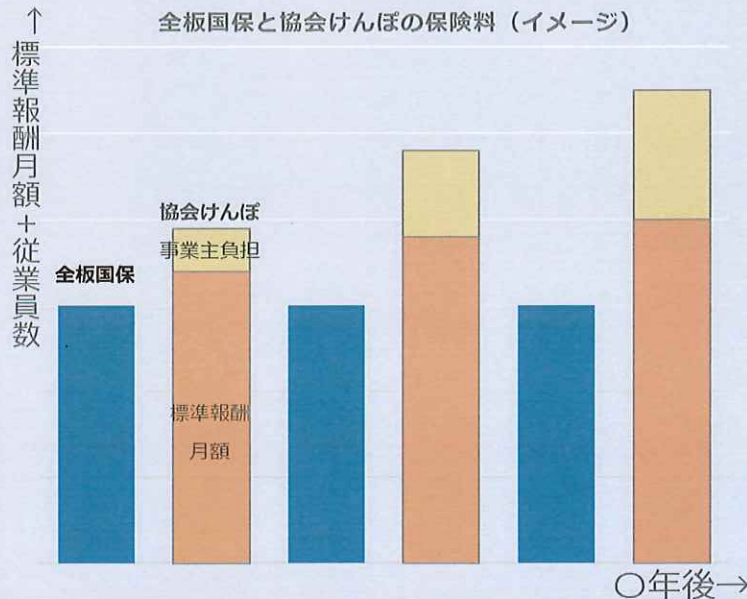
- 全板国保：所得に関係なく定額
- 市町村国保：世帯所得に応じた額

- 全板国保：所得に関係なく定額
事業主負担義務なし
- 協会けんぽ：標準報酬月額に応じた額
事業主負担義務あり

全板国保と市町村国保の保険料（イメージ）



全板国保と協会けんぽの保険料（イメージ）



長い目でみると全板国保加入がおススメ！？

独立・起業するときは、個人事業所を設立し全板国保に加入、その後法人事業所へ変更すると、医療保険の保険料負担が抑えられる可能性があります。